

仕様書

1. 件 名

寝具類、タオル類の賃貸借

2. 年間予定数量

- | | |
|-----------|---------|
| (1) 寝具類 | 別紙1のとおり |
| (2) タオル | 3,800枚 |
| (3) バスタオル | 11,200枚 |

3. 目 的

入院患者への清潔で安心な寝具類の提供、および患者に衛生的な診療環境を提供するとともに、病院職員も安全に診療することができる環境の整備を目的とする。

4. 履 行 期 間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

5. 履 行 場 所

千葉県千葉市稻毛区穴川4-9-1

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構

Q S T 病院 2階リネン室、洗濯室、手術ホール、4階・5階病棟
新治療研究棟 2階E Vホール脇

6. 仕様内容等

(1) 寝具類の賃貸借

1) 品名、規格・品質及び数量等

- ①寝具類の品名、規格、数量は別紙1のとおりとする。
- ②寝具類は、60床分並びにそれぞれ20%増分を常備しリネン倉庫に保管するものとする。
- ③寸法は使用時の寸法とし、洗濯等により伸縮し寸法が不足する事はあってはならない。

2) 寝具の洗濯、消毒及び補修の基準

- ①寝具の洗濯、消毒及び補修については、別紙2のとおり施行するものとし、清潔且つ衛生的なものであること。
- ②寝具の洗濯及び消毒にあたっては、クリーニング業法等関係法令に適合した自社工場において施行するものとし、再委託してはならない。
- ③汚染した寝具及び退院患者の使用した寝具については、その都度交換、洗濯、消毒及び必要に応じて補修等を行うものとする。

3) 集配作業について

- ①寝具類の搬入場所はリネン庫とする。
- ②使用済み寝具は不潔庫にて引き渡すものとし、搬出の都度担当者の立ち会いのもとで行う。

4) 作業従事者

- ①従業員の勤務状態不良、その他の理由により病院の運営に支障をきたす恐れがあるときは、受注者に従業員の変更を命ずることがある。
- ②受注者は、従業員が業務に従事するときには、制服に会社名、氏名を記入した名札を着用させること。また、被服等は清潔且つ衛生を保持すること。
- ③作業にあたっては、診療業務及び職員、患者、来客等の通行に支障をきたすことのないように常に教育すること。また、作業に関係のない場所に立ち入ってはならない。

5) 経費の負担区分

- ①納入迄に要する一切の費用及び業務上必要な工具類・消耗品類にかかる

費用は受注者の負担とする。

6) 寝具類の月間賃貸料金の計算方法

①寝具類の借上料金の請求計算方法は、次のとおりとする。

単価×月間延入院患者数

但し、外泊数は控除するものとする。

(2) タオルの賃貸借

1) 規格・寸法

34cm(±3.5cm)×85cm(±8.5cm)かつ260匁以上であること。

2) 納品・回収方法

①納品・回収は、以下に示す場所で毎週2回、定期的に行うこと(12/29～1/3を除く。)。

納品：病院棟2階 リネン室 回収：病院棟2階 洗濯室

②クリーニング済み・使用済みのタオルが保管場所等で混在することがないよう、衛生管理に十分考慮すること。

③使用済みタオルは回収専用袋等に納め、院内における保管、搬送については院内衛生環境に悪影響を及ぼすことがないように配慮すること。

④当院から納品日の前日(土日、祝日を除く。締切時間は契約締結後、協議とする。)までに受けた発注数量を納品すること。

3) タオルの月間賃貸借料金の計算方法

①タオルの借上料金の請求計算方法は、次のとおりとする。

単価×月間納品数量

(3) バスタオルの賃貸借

1) 規格・寸法

65cm(±6.5cm)×130cm(±15cm)かつ1000匁以上であること。

2) 納品・回収方法

①納品・回収は、以下に示す場所で毎週2回、定期的に行うこと(12/29～1/3を除く。)。

納品：病院棟2階 手術ホール、新治療研究棟2階 EVホール脇
回収：病院棟2階 洗濯室、新治療研究棟2階 EVホール脇

②クリーニング済み・使用済みのタオルが保管場所等で混在することがないよう、衛生管理に十分考慮すること。

③使用済みタオルは回収専用袋等に納め、院内における保管、搬送については院内衛生環境に悪影響を及ぼすことがないように配慮すること。

④当院から納品日の前日(土日、祝日を除く。締切時間は契約締結後、協議とする。)までに受けた発注数量を納品すること。

3) バスタオルの月間賃貸借料金の計算方法

①バスタオルの借上料金の請求計算方法は、次のとおりとする。

単価×月間納品数量

7. 必要な能力・資格等

受注者は一般財団法人医療関連サービス振興会の寝具類洗濯業務に関する医療関連サービスマークの認定を受けている者であること。

8. 提出図書

請負者は、業務開始前までに「7. 必要な能力・資格等」を有することを証明する書類を当機構担当職員に提出すること。

9. 検査

当院担当職員が、「6. 仕様内容」等で定めた要件を満たしていることの確認をもって検査合格とする。

10. グリーン購入法の推進

(1) 本契約において、グリーン購入法(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法

- 律)に適用する環境物品(事務用品、OA機器等)の採用が可能な場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様に定める提出図書(納入印刷物)については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

11. その他

- (1) 受注者が常に用意しなければならない寝具類及びタオル、バスタオル類の数は1週当たり最低100組とする。
- (2) 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項から第5項まで、または第7項に規定する、感染症の病原体により汚染されている恐れのある寝具類のうち、「医療機関において感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第29条の規定に基づいて定められた消毒方法による消毒が行われていないものの洗濯に関して、当院は受注者に委託しないこととする。
- (3) 診療用放射性同位元素により汚染されている寝具類、または汚染されている恐れのある寝具類の洗濯に関して、当院は受注者に委託しないこととする。
- (4) 「11. その他(1)～(3)」に規定するもの以外の寝具類であって、病毒感染の危険のあるものの洗濯を受注者に委託する場合には、やむを得ない場合を除き、これに係る消毒を病院内の施設にて行わなければならない。
- (5) 当院は、消毒前の病毒感染の危険のある寝具類の洗濯を例外的に受注者に委託するときは、病毒感染の危険のある寝具類である旨を表示の上、密閉した容器に収めて持ち出すなど他に感染する恐れのないように取り扱うこととする。
- (6) 使用した寝具類及びタオル、バスタオル類に血痕、膿、分泌物、排泄物等の汚物が付着した場合は、予め当院において下洗いを行い、その後受注者に引き渡すこととする。
- (7) 受注者は、平成5年2月15日付指第14号厚生省健康政策局指導課長通知に定める衛生基準に従い、寝具類及びタオル、バスタオル類を適正に処理しなければならない。
- (8) 受注者は、寝具類及びタオル、バスタオル類の洗濯及び補修等に係る設備、方法について、当院及び監督官庁の指導を受け、またはその検査に応じなければならない。
- (9) 受注者は、寝具類及びタオル、バスタオル類の洗濯及び補修等並びに運搬に従事する作業員の健康管理のため、年1回健康診断を行い、その結果を当院に通知しなければならない。
- (10) この仕様書に定めのない疑義解釈については、受注者と当院間で誠意をもって協議し解決するものとする。

(要求者)

所属部課 Q S T病院 運営管理部 病院事務課
氏名 神崎 祐幸